

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会  
第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月13日(木)午後3時25分～午後5時00分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p><b>1 資料説明</b></p> <p>金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。</p> <p><b>2 金額審議</b></p> <p>労側委員からは、有効求人倍率が上がり人材不足となり、物価も上昇していること、職種により受注増もあるが、中小地場企業の経営状況は厳しく、正社員の労働時間が増加するなど人員不足が深刻なこと、日本のものづくり産業を支える基幹産業としての発展のため、はん用機械器具等製造業にふさわしい水準への引上げが必要との意見が表明されたが、労働協約額の上限を踏まえて、金額提示がなされた。</p> <p>使側委員からは、はん用機械器具等製造業の業況は新型コロナ感染拡大以前にまだまだ戻らず、原材料費の高騰など経営状況は苦しいが、業界の人材不足の進行もあり一定の引上げは必要との意見が表明され、労働協約額の上限を踏まえた引上げに異論はないとの意見が表明され、労側と同じ金額提示がなされた。</p> <p>労使双方の合意により、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を1時間 963円、引上げ額6円として、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会長から、愛媛労働局長に、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申した。</p> <p>第5回本審で、部会長報告を行うことが確認された。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

